

## 同窓会会則

### (名 称)

第1条 本会は「鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校と密接な連絡をとるとともに、会員ならびに母校の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 同窓会員の名簿および会誌の発行
- (2) 講演会、講習会および懇親会の開催
- (3) 母校の後援事業

### (会 員)

第4条 本会は、通常会員・客員・特別学外客員、学外客員をもって構成する。

2. 通常会員は、鹿児島中央高等学校卒業生とする。
3. 客員は本校専任職員とする。
4. 特別学外客員は、本校校長として在職したものとする。
5. 学外客員は、本校専任職員として在職したものとする。

### (本部および支部)

第5条 本会の本部を鹿児島中央高等学校内に置く。

2. 本会会員が多数在住している地方には支部を設けることができる。

### (役 員)

第6条 本会の役員として、会長・名誉会長・副会長2名・監事2名・理事および事務局員若干名を置く。

2. 会長および副会長は理事の中から選出する。
3. 理事および監事は会員の中から選出する。
4. 名誉会長は本校の校長とする。
5. 事務局員は本校職員または会員の中から会長が委嘱する。
6. 支部に支部長・副会長および監事を置く。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残留期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 名誉会長は本会の諮問に応ずる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときまたは事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は会務をつかさどる。
5. 監事は財産および会計を監査し、毎年1回総会に報告しなければならない。
6. 事務局員は会長の命をうけて、庶務・会計の事務をつかさどる。

(総会)

第9条 会長は毎年1回総会を召集しなければならない。

2. 会長は必要があると認めるときは何時でも総会を召集することができる。
3. 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
  - (1) 会則の改正
  - (2) 理事および監事の選出

(理事会)

第10条 会長は必要があると認めるとき、理事会を召集する。

2. 理事会は、本会役員をもって構成する。
3. 理事会の任務は次のとおりとする。
  - (1) 会長および副会長の選出
  - (2) 予算の決議および決算の承認
  - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項の決定

(議事の進行)

第11条 総会および理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は総会において選任する。
3. 理事会は、会長がこれを主宰する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経 費)

第 13 条 本会の運営に要する必要経費は、本校生徒が在学中に納入する同窓会基金および同窓会の寄付金をもってこれにあてる。

(会則改正)

第 14 条 本会会則の改正は総会における出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 記

第 13 条による同窓会基金は 3,000 円とする。